

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年4月4日
【事業年度】	第28期（自平成17年1月21日 至平成18年1月20日）
【会社名】	株式会社やすらぎ
【英訳名】	YASURAGI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須田 忠雄
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市美原町4番2号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は以下の場所で行って おります。)
【最寄りの連絡場所】	群馬県桐生市琴平町3番12号
【電話番号】	0277(20)7400
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 船田 啓
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目3番17号) 株式会社やすらぎ川口支店 (埼玉県川口市北園町47番16号) 株式会社やすらぎ千葉支店 (千葉県千葉市中央区本町一丁目10番9号) 株式会社やすらぎ東京本部 (東京都中央区八丁堀3丁目27番4号) 株式会社やすらぎ厚木支店 (神奈川県厚木市戸田字沖219番2号) 株式会社やすらぎ岡崎支店 (愛知県岡崎市日名中町18番35号) 株式会社やすらぎ大阪支店 (大阪府摂津市三島3丁目16番52号) 株式会社やすらぎ神戸支店 (兵庫県神戸市西区玉津町新方338番地1)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年4月17日に提出した第28期（自平成17年1月21日 至平成18年1月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. コーポレート・ガバナンスの状況

（訂正前）

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けております。取締役会は取締役9名で、迅速な経営判断ができるよう少人数で構成されております。取締役会は定例取締役会が毎月1回開催され、ここで会社の重要事項などの決定および事業活動の報告を行っております。また、全国の支店長以上による経営戦略会議を毎週開催しており、事業の状況把握と情報共有化を図っております。

監査役は計4名で、うち2名は常勤監査役として常時執務しており、取締役会、経営戦略会議に常時出席している他、社内の重要会議にも積極的に参加しており、非常勤監査役2名も取締役会に毎回出席しております。また、監査役会は、監査役全員をもって構成し、法令、定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成します。以上のとおり、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。監査役と当社との取引等の利害関係はありません。さらに、当社では会社におけるリスク発生を未然に防止するための内部統制システムとして社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律、法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。

（後略）

（訂正後）

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けております。取締役会は取締役9名で、迅速な経営判断ができるよう少人数で構成されております。取締役会は定例取締役会が毎月1回開催され、ここで会社の重要事項などの決定および事業活動の報告を行っております。また、全国の支店長以上による経営戦略会議を毎週開催しており、事業の状況把握と情報共有化を図っております。

監査役は計4名で、うち2名は常勤監査役として常時執務しており、取締役会、経営戦略会議に常時出席している他、社内の重要会議にも積極的に参加しており、非常勤監査役2名も取締役会に毎回出席

しております。また、監査役会は、監査役全員をもって構成し、法令、定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成します。以上のとおり、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。監査役と当社との取引等の利害関係はありません。さらに、当社では会社におけるリスク発生を未然に防止するための内部統制システムとして社長直轄の内部監査室を2名で構成し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律、法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。他方、会計監査人からは、監査計画の概要および監査の実施状況について定期的に報告を受けることで、相互に情報交換や意見交換をすることが可能となり、これにより、有効かつ効果的な相互連携を図っております。

(後略)